

3. 23 院内集会



支える会通信

院内集会に国會議員も含め多数参加

集会は国民共闘共同代表・金澤全労協議長の「JAL不当解雇撤回の闘いは、司法の決定が出された今、国とJALが交渉相手になる。労働法制改悪反対の闘いの中心課題の一つとして取り組んでいきたい。」との開会の挨拶で開始されました。

3月23日参議院議員会
館101会議室において
「JALの不当解雇撤回
をめざす院内集会」が開
催され、延べで200名
が参加しました。

発行責任者
柚木康子
大田区羽田
4-10-4
石井ビル3階
TEL03(6423)7878
FAX03(6423)7430
メール
sasaerukai@
lemon.plala.
or.jp

取りである等と報告がされました。

坂田乗
きました。

飯田乗員副団長が工事

国労小池執行委員から
は「最高裁決定は許せない。勝利するまで支える」との挨拶をいただきまし
た。

JAL争議の取材を続けるジャーナリストの北さんは、何故、経営責任が問われなかつたのか？何故、あれもこれも隠されていいのか？何故、稻盛氏が証言したように経営上必要なかつた解雇がないのか？をパワー・ポイントで使いながら説明されました。

当支える会の代表世話人である浅倉むつ子早稻田大学大学院教授から別掲の発言をいただき、争議団に勇気を与えました。

JAH争議の取材を続けるジャーナリストの北

励ます会に対しても
不当な対応のJAL
3月26日励ます会の醍
醐東大名誉教授、萬井龍
谷大学名誉教授と事務局
が「解雇撤回を求める申
入れ書」を持参してJAL
に不当解雇撤回を要請
した。

JALは担当者も受け
取りを拒否という不当な
対応に終始。許されない!

最後に国民共闘共同代
表・糸谷全国港湾委員長
より「この闘いは世界の
常識を広げる闘い。非常
識は司法であり最高裁で
ある。なんとしても16
5名を職場に戻したい。
と閉会挨拶がされ、院内
集会が終了しました。

（詳細は当通信19号を参考照）、内田客乗団長から「私達の闘いは安全を確立する闘い。職場復帰まであきらめずに闘う。」と更なる支援を呼びかけました。

浅倉むつ子さんの発言内容

「2011年3月11日、あの東日本大震災が発生しました。そして、その日は偶然にも、まさにJALの整理解雇事件の口頭弁論が東京地裁で開始した日でもありました。

そして、あれから丸4年がたちました。被災地では、原発事故の被害が収束どころか拡大しています。でも、その中でも、けっして諦めずに、反原発・復興のために希望を捨てずに戦い続けている人たちがいます。

JALの整理解雇事件でも同じです。裁判が始まってから丸4年の間、地裁、高裁、最高裁と、不当で理不尽な判決が続きました。しかし、原告のみなさんは、全国各地に支援の運動を拡大しながら、希望を捨てずに戦い続けてきました。みなさんの堂々とした姿をみるにつけ、私は、人間の底力というのを感じます。この4年の間、人間の尊厳と誇りを失わずに、毅然として理不尽なことに「ノー」と言い続けてきたみなさんから、私たちは大きな勇気と希望をいただいてきました。この場で、私は、心から、お礼と連帯の気持ちをお伝えしたいと思います。



本件をめぐる裁判所の判断は、私たち労働法を研究する者にとって大きな課題を残しました。そもそも、人員整理解雇は、通常の解雇と異なり、労働者にはいっさい帰責事由がないにもかかわらずなされる解雇ですから、当然のことながら、それが許容される4要件の適用にあたっては、きわめて厳格な判断が要求されるはずです。にもかかわらず、裁判所は、会社更生手続き中の解雇であったということを最大限尊重したために、更正計画にはいっさいの疑念をさしはさむことなく、整理解雇に正当性のお墨付きを与えました。整理解雇法理そのものの適用を、きわめてゆるやかにして、4要件を形骸化するという判断を行いました。これでは、「会社が危ない」と言いさえすれば解雇は自由だというメッセージを世の中に発信しているようにすら思います。

とりわけ、働く女性の権利を実現するという希望をもちながら、長い間、歯を食いしばって働いてきた客室乗務員の女性の方々のことを思うと、改めて、不当で理不尽な解雇に腹が立って仕方がありません。人選基準として使われた年齢基準の対象者は、長年、会社の昇格差別にめげずに働き続けてきた人たちではありませんか。

私が意見書を書くという形で関わった裁判に、育児のための「深夜業免除裁判」というものがありました。当時の陳述書の中に、育児中の客室乗務員の女性たちが、日々、どのようにして働いているのか、述べているものがありました。その内容は、今でも私の記憶に残っており、胸をうちます。そこでは、このように書かれていました。

「朝3時半におきて、その日にもつていく朝ご飯をつくり、支度をして、朝4時に2歳の子をたたき起こして着替えさせました。子どもは朝ごはんを食べずに4時半に家をでて、保育ママさんに預けました。保育ママさんが食事を食べさせてくれて7時に保育園に連れて行ってくれました。その後、私は成田に向かいました。夜は22時に保育ママさんのところへ迎えにいきました。ほっとしました。」

こんなにも頑張って、苦労を乗り越えて働いてきた女性たちを、会社はクビにしたのです。安倍首相にいまさら「輝け」といわれるまでもなく、彼女たちはぴかぴかに輝いていたのです。それなのに、その彼女たちから働く場を奪ったのが、この人員整理です。

いま、安倍政権を支持している大企業は、日本の解雇規制は岩盤規制であり、緩和が必要だと主張しています。おかしいですよね。こんなに解雇は自由で、使用者はやりたい放題ではないですか。日本の解雇規制は、岩盤どころか、海辺の砂山のように、ふれればさらさらと崩れるものでしかないではないですか。こんなことは許されてはならないと、私は、心から思います。

どうかみなさん、全国各地に、私のように、みなさんを支持する人たちがたくさんいることを忘れずに、最後まで希望を捨てずに生き抜いていただきたいと思います。これからもずっとみなさんを応援していきます。」

3・12行動

日本本社包囲行動に 550人の参加！



3月12日、12月に引き続き2回目の「アタック！JAL本社3・12パレード&本社包囲行動」が行われました。18時20分に品川の聖蹟公園を出発したパレードは日航本社に向け出発、約1kmの道を日本航空は不当解雇を撤回せよ！解雇した16人を職場に戻せ！』とシユプレヒコールをしながらパレードを行いました。本社前での集会は、国民共闘共同代表の小田川

全労連議長が「最高裁の不当決定が出ようとも、解雇した者を職場に戻せという要求は当然であり、争議が解決するまで運動は終わらない。」と主催者挨拶を行いました。次に大田労連寺田事務局長が「羽田空港の地元、大田区の仲間と共に力一杯闘う」、当JAは経営陣は解決を決断すべきだ。原告を支えるJALは経営陣は解決を決断すべきだ。原告を支えるために支える会の会員拡大

に更に力を入れよう」と連帯の挨拶を行いました。

客室乗務員の所属労組

二オン古川委員長からは「採用しても採用しても

きつい勤務に低賃金で毎年600名以上が退職し

人員不足で勤務スケジュールを組むにも限界と会社も認めている。そうであれば不当解雇を直ちに撤回し解雇者全員を職場に戻し、労働条件を改善して安全・安心の日本航空を築く必要がある。

山場に向けて全力で取り組む。」と職場の実態と

バイロット争議団・山口団長は「現在の職場の問題を改善して安全運航を確立するためにも不当解雇・職場復帰を勝ち取ることが重要、最後まで闘う。」と決意を述べました。最後に国民共闘共同代表・金澤全労協議長が「裁判所がどのような判断を示そうと、当事者が納得しなければ争議は終わらない、その為には労使協議が不可欠。一層の支援強化をお願いする。」

不当労働行為事件高裁判決は

6月18日に！

3月26日、東京高裁は不当労働行為事件控訴審において、日本航空が求めた瀬戸管財人の証人申請も必要ないと却下し結審、6月18日14時40分（824号法廷）に判決としました。

これは「10年11月解雇が迫っていた年末闘争時に、解雇撤回の要求に対するストライキ権投票を行っていた、キャビンクルーエンジニア組合に対し、日本航空の管財人代理らが「スト権が確立したら支援機構からの3500億円の出資は行わない」と脅しをかけた行為が東京都労働委員会から不当労働行為と認定され、その命令取消しを求めて日本航空が東京地裁に提訴、地裁で敗訴した為高裁に控訴していた事件です。

全国各地のメーデーに 参加しました！

争議団は全国各地からメーデー参加の要請をいただき、以下の26か所で行われたメーデーに参加してきました。

各地では訴えや物販をさせていただき、皆さまから暖かい支援の言葉をかけていただき、元気をたくさんいただきました。有難うございました。

代々木、日比谷、立川、横浜港、神奈川反町公園、横浜公園、鎌倉由比ヶ浜、相模原、千葉中央、千葉市原、千葉八千代台、千葉船橋、千葉柏、千葉松戸、埼玉熊谷中央公園、群馬碓氷、さいたま市北浦和、京都二条城、大阪扇島、大阪中ノ島、尼崎、兵庫三ノ宮、岡山、鳥取、愛媛、北九州。

決意を述べました。

バイロット争議団・山口団長は「現在の職場の問題を改善して安全運航を確立するためにも不当解雇・職場復帰を勝ち取ることが重要、最後まで闘う。」と決意を述べました。最後に国民共闘共同代表・金澤全労協議長が「裁判所がどのような判断を示そうと、当事者が納得しなければ争議は終わらない、その為には労使協議が不可欠。一層の支援強化をお願いする。」

15春闘真っ只中、さまざまな行動やストライキを構えている組合も多くあつたにも拘わらず、50名という参加で日本航空本社に対し圧力をかけることができました。又遠く佐賀県から参加してくださった支援者もいらっしゃいました。参加してくださった皆様、本当に有難うございました。



あの空へ帰そう！あきらめない限り負けはない JAL闘争最高裁決定 京都報告集会開催

「JAL不当解雇撤回最高裁決定報告集会」が開催された。主催したのは、「日本航空の不当解雇撤回をめざす京都支援共同会議」（略称・JAL闘争京都共闘）。まず司会の佐古田博・京都総評副議長による開会のあいさつ。そして、主催者あいさつを吉岡徹（世話人（京都総評議長））

が述べ、二二の最高裁不當決定の対極にあるのが、4月14日の福井地裁高浜原発再稼働禁止仮処分である」と、勝利をめざす運動への確信が述べられる。

続いて脇田滋・代表世
話人（龍谷大学教授）からあいさつ。「派遣法改
悪など、労働者の相互の連帯をこわすものだ。」
A.L.争議団は良く闘つて
いるし、自らの解雇撤回
のみならず、労働者の闘
いを押し広げる闘いとし
てすぐれている。」と。
また脇田氏は、整理解
雇の4要件に関する参加
者からの質問にも答えて、
「解雇回避努力は希望退
職の年齢を下げれば達成
できたが、達成しようと

雇撤回客乗争議団の内田妙子団長より、「最高裁を超えて、職場復帰をめざす」と、詳細な4年間の法廷闘争のみならず全体の闘いの報告を受けた。6月18日には不当労働行為事件の行政訴訟東京高裁判決に勝利を確信していること、三次に亘るJALの勧告を要請していること、国際労働者組織からの強力な支援のこと、止まらない乗員流出で危機に陥っているJAL経

はしなかつた。フランスは1年限りだが、会社経営が上向けば古い人から優先雇用される。韓国も3年の優先雇用がある。JALはそういう世界中の経営者の常識に反したやり方であり、闘う労組つぶし、不当労働行為の意図が明らかだ。経営者側の労働法学者でさえ批判している。」と、世界的に真逆なJALのやり方をすばり批判された。

會長の「御巣鷹山がトランクスになつてゐる。利益なくして安全なし」や、植木社長の「御巣鷹山は忘れようよ」発言など、安全運行確立を求める闘いは急務となつてゐることなど、勝利の条件の高まりの報告がなされ、「憲法を守る闘いが目の前にある。あきらめない限り負けはない」と結んだ。

また、小森啓子、神瀨麻里子、西岡ひとみさん
の三人の客乗原告より、
「宣伝行動していると、
『こんなことしどつたら
(ＪＡＬや政府は)あか
ん』と支援の声が高まつ
ていふことなどの報告を
含め、『解雇されなかつ
たらこんなに鬪う仲間が
全国にいることを知らず
に死んだ』との4年の鬪
いの確信に基づく、力強
い決意表明を受けた。
参加者からの質疑でも、
整理解雇の4要件問題や

稻盛和夫が「経営の神様」が決めたことだから「と
なっていることの細大漏
らさぬ暴露の必要など、
意見が出された。

さらに、全厚生や明治
乳業などのともに闘う争
議団より訴え・あいさつ
を受け、6月末の京セラ
株主総会での宣伝行動や
月例宣伝行動などの提起
含めたまとめを梶川憲事
務局長から受け、全員で
「あの空へ帰ろう」を合
唱し闘う勝利めざす全体
の意志を固めた。

通信19号に誤記がありました。
P2 パイロットの職場報
告記事 下から4行目
15000億円
1500億円
P3 客室乗務員の職場報
告記事 下から9行目
第二組合 他労組
お詫びして訂正いたします。